高松家庭裁判所委員会(第10回)議事概要

1 日時

平成20年12月4日(木)午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

- 3 出席者
- (1) 委員

石垣博子,泉川誉夫,川田行雄,玉置俊二,豊永多門,中川弘之,樋口清子,藤目真皓,松本夕ミ,宮崎浩二,吉波佳希

(2) 事務担当者

林首席家庭裁判所調查官,熊谷次席家庭裁判所調查官,福井首席書記官,香川訟廷管理官,大山主任書記官,髙田事務局長,藤本総務課長,矢野総務課課長補佐

- 4 議事(■委員長,○委員,●事務担当者)
- (1) 高松家庭裁判所長あいさつ
- (2) 本日のテーマ「少年事件-犯罪被害者について」に関する協議 ア 裁判所広報用ビデオ「少年審判~少年の健全な育成のために~」上映 イ 少年事件の統計概要及び少年事件の現状と課題について,福井首席書記官 が次のとおり説明した。

【説明の概要】

少年保護事件の新受人員総数は減少傾向にあり、平成19年は全国で約19万人、そのうち道路交通保護事件の新受人員は約4万人、それ以外の一般保護事件の新受人員は約15万人である。

高松家庭裁判所における新受人員は,全国同様減少傾向にある。

香川県の少年保護事件の特徴は、穏やかな人柄と温暖な気候に恵まれているせいか、凶悪な少年保護事件は全国平均よりは少ない。世間の耳目を集める少年保護事件は、本庁よりも丸亀支部が多い傾向にある。さらに、平成19年の刑法犯少年保護事件の新受人員に占める女子の割合は、わずかの差であるが全国一高いという特徴がある。

また、交通事故について、香川県は自動車運転過失致死傷事件が多く、中でも人口10万人に占める死亡率は、平成10、12、13、18年は全国のワースト1で、昨年はワースト4となっている。その原因は、公共交通機関が発達していないため自動車やバイクあるいは自転車を利用する人が多いこと、平野が多く人の住める可住地面積の割合が50%を超えていて、道路網が整備されており幹線道路や交差点が多く、交通事故が多発しやすい状況にある。整備された道路網に順応できていない高齢者の、歩行中の事故やバスに乗車中の事故も多いようで、加えて自転車や歩行者の交通マナーも悪くなっている。

交通マナーが悪いという点では、暴走行為も同じ部類に入るであろうが、

少年の暴走行為には組織性は少ないようで、同じ地域に住む仲間数人が原付で暴走行為をしている程度のものも多いようである。中には、警察に対する 挑発やギャラリーの注目を集めたいがために行っている者もいるが、組織化 には向かわない傾向にある。

少年保護事件は以上のとおりであるが、香川県全体では、粗暴犯の全件数 や人口10万人当たりの発生件数は全国平均を下回っており、安全な県と言 えるようである。

- ウ 高松家庭裁判所における少年事件関係施設見学
- エ 少年法改正の流れと、少年事件における審判傍聴・審判状況説明制度及び 高松家庭裁判所における被害者配慮制度について、熊谷次席家庭裁判所調査 官が次のとおり説明した。

【説明の概要】

本日は、平成20年12月15日から実施される審判傍聴・審判状況説明制度を中心として、高松家庭裁判所における少年事件の被害者配慮制度について説明する。

(ア) 少年司法を取り巻く情勢

少年司法を取り巻く情勢は、この10年で大きく変化している。平成11年の神戸連続児童殺傷事件の後、処分の見直しを中心とした平成12年改正少年法が成立し、平成16年6月の小学生による佐世保小6女児同級生殺害事件の後、触法少年の処分の見直しを中心とした平成19年改正少年法が成立した。そして、平成20年改正少年法は、犯罪被害者基本計画に基づき、少年法の5年後の見直し、の一つとして行われたものである。

(イ) 平成12年改正少年法の要点(平成13年4月施行)

平成12年改正少年法の柱は、少年事件の処分等の在り方の見直し、事 実認定手続の一層の適正化、少年事件における被害者に対する配慮の充実 の三点が、大きな柱と言われており、被害者に対する配慮の充実という面 では、被害者等の申請による、事件記録の閲覧及び謄写、被害者の意見聴 取、審判の結果通知が可能になった。

(ウ) 平成19年改正少年法の要点(平成19年11月施行)

平成19年改正少年法の柱は、警察官等による触法少年に係る事件の調査手続きの整備、14歳未満の少年の保護処分の見直し、保護観察における指導を一層効果的にするための措置等、一定の重大事件についての裁量による国選付添入制度の導入の四点が、大きな柱となっている。

(エ) 平成20年改正少年法の要点(平成20年12月15日施行)

平成20年改正少年法の柱は、一定の重大事件についての被害者等による少年審判の傍聴、被害者等への審判期日における審判状況の説明、被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大、被害者等の申出による意見聴取の対象者の拡大、成人刑事事件の地方裁判所等への移管の5点である。特に重要な点は、少年審判の傍聴制度と審判状況の説明制度の導入である。

(オ) 被害者配慮に関する当庁の取組

被害者等に対する配慮制度の案内として、少年法第22条の2第1項に 指定された事件、捜査段階で被害者等が検察庁に結果通知の申請をしてい る事件, 少年が否認し被害者等が証人となった事件, その他特に必要と認 められる事件について、手続案内のリーフレットを各種通知書に同封して 送付するほか、家庭裁判所調査官が行う被害者調査の際に郵送や手渡しで 通知していたが、平成20年3月からは、案内の対象を、(a)少年法第22 条の2第1項に指定された事件,(b)3週間以上の治療を要する傷害事件, (c)業務上過失致死,重過失致死,自動車運転過失致死に係る事件,(d)財 産犯のうち犯行の態様が悪質なもの(ひったくり盗,侵入盗等),(e)捜査 段階で被害者等が検察庁に家庭裁判所送致の行われた旨の通知の申請をし ている事件, (f) 少年が否認し被害者等が証人として尋問された事件, (g) その他特に必要と認められる事件, 例えば, 犯行の態様が悪質, 執拗な暴 行, 脅迫を伴い被害者に多大な苦痛を与えた事件に広げ, より広く案内を するようにしている。なお、少年法第22条の2第1項に指定された事件 とは、非行事実認定のために検察官が関与できる事件であるが、具体的に は殺人の他、強姦、強盗致傷、現住建造物放火などの重大事件と考えてい ただきたい。

(カ) 被害者配慮制度の通知と利用状況

当庁における平成20年1月から9月までの被害者配慮制度の通知と利用状況は,通知は29件,利用は5件で,利用の内訳は意見聴取が1件,結果通知が4件で,活用状況は,一桁前半に止まっているのが現状である。なお,被害者調査件数は24件である。

(キ) 審判傍聴制度について

審判傍聴の申出ができる事件は、殺人事件等一定の重大事件で、故意の犯罪行為によって被害者を殺傷した事件や、自動車運転過失致死傷等の事件が該当する。ただし、被害者を傷害した場合については、傷害により被害者の生命に重大な危険を生じさせたときに限られる。具体的には、例えば、生命維持装置でやっと命が保たれるといった事態になったケースが想定される。当庁では、年に $1\sim2$ 件、多くて $3\sim4$ 件が、その対象となると考えられる。

申出ができる人は、遺族、被害を受けた人、被害を受けた人の法定代理 人、配偶者、直系親族及び兄弟姉妹である。

申出を許可するかどうかの基準は、少年の健全な育成を妨げることなく 相当と認められるかどうかで、判断することになる。

(ク) 審判状況説明制度について

審判状況説明制度は、被害者等からの申出により、審判期日における審判の状況を説明するものである。説明の内容や範囲は、審判調書等に記載された審判の客観的・外形的事実であるから、例えば、反省していましたか、と聞かれた場合、反省していたかどうか、は説明者の主観的な判断になるため、〇〇〇と述べていた等、調書等に記載された陳述や態度(泣いて

いた等)で説明することになる。

説明は、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官が口頭又は書面で行う。 許可基準は、審判傍聴制度のそれと同じく、少年の健全な育成を妨げる ことなく相当と認められるかどうかで、判断される。

(ケ) 審判傍聴制度,審判状況説明制度に関する取組

審判傍聴制度、審判状況説明制度は、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護の観点から導入されたものである。しかしながら、一方では、被害者が傍聴すると少年が萎縮して、言いたいことも言えなくなるのではないかとの心配もある。そこで、取組として、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護と同時に、傍聴によって少年法の理念が犯されないようにするための取組が必要となる。

まず、被害者の権利利益の保護を図る観点からは、(a)傍聴・説明制度に関する情報提供(警察や検察庁との連携、早期の配慮制度の案内)、(b)審判傍聴の趣旨や進め方についての説明、(c)被害者用控え室や面接室の整備、(d)傍聴付添人の許可、(e)分かりやすい審判運営に取り組む。

次に、少年の健全育成の立場からは、(a)傍聴者、付添人、裁判所職員等、審判出席者の配置の配慮、(b)審判廷の選択や事故防止のための対策、(c)一時退室の措置の活用、(d)傍聴に対する付添人弁護士の意見聴取、(e)少年・保護者への事前の通知や説明、(f)少年の心身の状況の把握(調査官の調査、少年鑑別所からの情報、付添人との連携)、(g)被害者調査(面接調査)、(h)傍聴者に対する守秘義務の徹底に取り組む。

(コ) 傍聴許否の判断のポイント(例)

加害少年が萎縮して審判で発言できなくなる恐れのあるケースとして, (a) 日頃から虐めの被害に遭い,被害者に強い恐怖感を抱いている場合,(b) 不眠,緘黙など不安定な精神状況が窺える場合,(c)年齢が低く,人格的に も未熟なため審判で発言できなくなる恐れのある場合,(d)被害感情が峻烈 で,被害者が冷静な態度で審判に臨めない可能性のある場合,等が考えら れる。

【概要説明に対する質疑応答】

- 被害者配慮制度の利用状況が少ないのは何故か。
- 色々な要因がある。自分の意見を裁判所に伝え、自分の怒りを合法的な形で解消したいという人もいるが、これ以上煩わしい思いをしたくない。嫌なことだから忘れたい思い出したくない。警察、検察庁で意見を述べた。被害者調査の段階で家庭裁判所調査官に話をしている。弁償さえしてもらったらいい等が考えられる。
- 被害者配慮制度を周知させるために、もっと対象事件の範囲を広げることはできないのか。
- 利用する人が少ないとは言え、利用したい被害者がもれなく利用できるようにすべきではある。ただ、家庭裁判所の現状からすると、通知後、いつどのような形で問い合わせや申入れがあるか分からない。待機する負担

というのは、かなり大きいものがある。裁判所書記官や家庭裁判所調査官は、多数の事件を抱えており、もれなく実施することは、なかなか困難な 面がある。

- 他の裁判所もこのように利用は低調なのか。
- 高松高等裁判所管内は、似たような状況にある。被害者配慮制度の活用が少ない原因が、案内の問題なのか、それとも被害者の気持ちの問題なのか分からないが、家庭裁判所としては、できるだけ配慮制度の周知をおこなう必要があると考えている。

才 意見交換

■ 本日のテーマである少年非行~犯罪被害者について, どのような御意見 でも良いのでお伺いしたい。

先ほど少年審判廷を見ていただいたが、部屋の広さなどはどう思われるであろうか。高松家庭裁判所は新しい建物で他の家庭裁判所よりは充実しているが、それでも多くの人が入ることは想定していないので、あの程度の広さである。少年審判廷の代わりに面積の広い法廷を使うことも考えられるが、このあたりはどうか。もっとも、法廷は法壇が高くなっていて、少年審判廷とは構造が異なっている。

- 少しは予算を掛けて、例えば電動で法廷の法壇の高さを変えられるよう に改修するのはどうか。
- 少年審判廷は、裁判官は少年も含め皆と同じ高さにいるが、これは裁判 官が親身になって少年に近づいていることの表れなのか。
- 裁判官の目線の問題か。
- 御存知かもしれないが、家庭裁判所の標語に、「家庭に平和を、少年に希望を」というのがある。今日、見ていただいた面接室には絵を飾ってあって、和やかな雰囲気を作ろうとしている。少年審判廷についてもこれが配慮されている。地方裁判所の法廷に対するイメージとはだいぶ違うと感じている人が多いのではないか。
- 少年審判の特徴は、裁判官は、直に少年に話しかけをして、どうして犯罪を犯したのか、今の気持ちはどうか等、問いかけをする。それに対し、少年は色々と考えて答える。それから、側にいる保護者には、少年をここまでした家庭の責任はどこにあるのか、それは自分たちの何が足りなくて起こったのか、今からやれることは何だろうかといったことを話題にする。それらを話しやすい雰囲気を作るために、あのような少年審判廷の構造になっていて、これは間違いなく効果を上げていると思っている。
- 少年事件は、人として発展途上の子供たちを対象にしている。少年審判 廷はそのような面を配慮していて、一般の法廷とは違う造りになっている と思う。被害者の傍聴により、少年審判廷が手狭になるからと言って、安 易に法廷を流用することはどうかと思う。少年と被害者が同じ空間にいる ことが必要かどうか、例えば、被害者は別室にいて少年審判を見ることも、 傍聴と見られるのではないか。

- 少年審判の傍聴制度が検討されたとき、別室から審判廷の映像を見るビデオリンクも検討されたが、結果的にはビデオリンクは使わないことになった。今の制度の中で使える方法は、被害者からの意見陳述は少年審判の時以外に裁判官に述べることができるのでそうするとか、少年審判には臨席しないが、少年審判の状況について説明を受けることはできる。少年がどのように反省したか、少年審判がどのように行われたか等を聞くことができるようになった事が大きな改正点である。
- これまでの話を聞いて、少年審判廷に法壇はふさわしくないのかなと思った。今の若い人は教壇のない教室で勉強してきたから。少年審判の傍聴に関して、例えば、安全性の確保について一定の基準は示されたのか、それとも、それぞれの裁判所の裁量というか、工夫に任されているのか、伺いたい。
- 安全性の確保は個別に十分検討する必要がある。少年審判はその雰囲気を壊さないよう、少数の人数で安全を確保する必要がある。裁判所職員以外では少年鑑別所の職員が入ることが予定されている。傍聴を希望する被害者については、事前に家庭裁判所調査官が面接調査を行って、その者の感触を把握しておく必要がある。それで、その者が激情することが予想される場合には、審判廷に裁判所の警備員を配置する等して、安全確保に努めることになる。
- 各庁によって建物の構造が異なるから,少年審判廷の配置等を考慮して, 各庁が、具体的な安全確保を考えることになる。
- 裁判所としても、安全確保について色々検討しているが、中でも、被害者について、持ち物検査というかボディチェックをしなければならないのではないかと考えている。被害者の立場からすると、何で自分が検査を受けなければいけないのか、感情を害する人もいるのではないかと思われる。裁判所としては、事前に傍聴人の理解が得られるよう説明を尽くすことにしているが、被害者のボディチェックをすることについて、委員の方々の御意見をお伺いしたい。
- 検査のイメージとしては空港の金属探知検査のように、ゲートを潜るか 手で棒状の金属探知機を近づけて検査して、持ち物を籠に出してもらうこ とになる。
- ゲートまでは必要ないだろう、大げさすぎる。
- ただ、被害者サイドからするとボディチェックされることに、不快感を 覚えると思うし、一方では、凶悪事件の被害者が傍聴の際に何かをすれば、 この制度自体がバックしかねない恐れもある。
- 勇気を出して審判傍聴に来る被害者が、何ら抵抗なくボディチェックを 受け入れられるだろうか。ボディチェックをするのであれば公平に、被害 者側も加害者側も同様にすべきであろう。
- これまで、加害少年の審判が被害者の知らないところで行われた、それ に対する被害者側の感情に配慮した制度であることは理解できるが、今回

- の改正で傍聴人がどのような立場に位置づけられているのか,見えてこない。例えば,刑事事件であれば傍聴心得が法廷の入り口に掲示してあるし, 法廷内への遺影の持ち込みなどもニュース等で報道されている。
- さきほど少年審判廷を見たとき、少年の位置と傍聴人の位置が非常に近接していると感じた。これまで、加害者の身近に近づくことができなかった被害者が、ある意味語弊のある表現かもしれないが加害者に近づくチャンスを得たことで、裁判所が審判廷での安全確保に気遣っていることは十分理解できる。もっとも、刑事事件の法廷で傍聴人が何か重大なことをしたとかの報道は、聞いたことがない。
- 当庁でもシナリオを作って模擬審判を行い、審判廷での安全確保や秩序 維持の検証を行った。他の家裁も色々なシナリオに基づいて模擬審判を行 い検証を重ねているが、現に制度が始まってみると、想定外の事が起こる かもしれない。
- 刑事裁判で、例えば交通事故で人を死亡させた被害者であっても、何か 悪質な要素がなければ在宅で起訴されて、裁判当日は被害者らと法廷内の 同じ空間にいる。在宅起訴だから刑務官はいない。法廷の前部と傍聴席は 柵で仕切られているが、ごく低いものだし、傍聴人が乗り越えることはい とも簡単だ。そのような状態で、毎日たくさんの刑事裁判が行われている。 被害者の処罰感情が峻烈な場合も多いのに、裁判は粛々と進められて、現 実に何かイレギュラーが発生するケースは滅多にない。そうすると、傍聴 に来る被害者は、内面の怒りは押し殺して、大人の対応を心がけていると 思う。制度開始前なので単なる予測に過ぎないが、少年審判の傍聴制度も、 基本的には刑事裁判のように粛々と進んで行くのかなと思う。
- 否認事件の場合は難しい面があるかもしれない。加害者に反省の態度が 何えるなら、被害者側も感情的にならず冷静に傍聴できるだろうが、加害 少年がことさら被害者の非をあげつらうようなケースだと、いつまでも冷 静でいられないだろう。
- そういったケースでは、裁判所としては、調査面接の機会をできるだけ 多く持って、事前に傍聴人の色々な気持ちを聞いた上で、少年審判制度の 説明をして理解が得られるよう努力して行きたい。場合によっては、当日、 退廷ということもありうる点まで説明して、被害者の協力が得られるよう にしたい。
- 被害者調査のやり方というか、その重みが増して、調査官も今まで以上 に大変な、常に緊張を強いられる立場におかれることになるだろうし、場 合によっては、裁判所が被害者からの攻撃の盾になってやるケースも出て くるのだろう。
- さきに次席調査官から説明したとおり、犯罪被害者等の権利利益の一層 の保護を図りつつ、少年の健全な育成の妨げにならないことを前提として、 傍聴制度によって少年法の理念が犯されないように配慮しながら、取り組んで行きたい。

外に意見はありませんか。

- (意見なし)
- (所長)以上で、本日の意見交換会を終了する。長時間どうもご苦労様でした。
- (3) 次回期日のテーマ

次回委員会における意見交換テーマは,「より利用しやすい家庭裁判所とするために~家事手続案内等~」とした。

(4) 次回期日

平成21年6月11日(木)午後1時30分から開催することとした。